

別添（改正全文、原文縦書き）

岐阜県警察告示第一号

岐阜県公安委員会等の所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する要綱を次のように定める。

令和三年五月二十五日

岐阜県警察本部長 奥野 省吾

岐阜県公安委員会等の所管する手続等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する要綱

第一条 この要綱は、岐阜県公安委員会等の所管する手続等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（令和三年岐阜県公安委員会規則第十二号。以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第二条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 公安委員会等 規則第二条第一項第一号に規定する公安委員会等をいう。
- 二 法令 規則第二条第一項第二号に規定する法令をいう。
- 三 申請等 規則第二条第一項第五号に規定する申請等をいう。
- 四 処分通知等 規則第二条第一項第六号に規定する処分通知等をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）において使用する用語の例による。

第三条 規則第三条に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えていることとする。

第四条 規則第四条第二項ただし書に規定する措置は、別表の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合において、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下同じ。）の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）の用に供される電気通信設備のうち当該申請等の用に供する部分（以下「申請部分」という。）をインターネットにおいて識別することができる文字、番号、記号その他の符号であって、申請等を行う者の電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第三号に規定する電子メールアドレスをいう。）ごとに異なるものとなるように、有効期間を定めて割り当てられるもの（以下「ワンタイムURL」という。）を受信し、当該ワンタイムURLを用いて申請部分に接続する措置とする。

第五条 公安委員会等は、規則第四条第三項に規定する者（同項の規定に基づき、書面等に記載されている又は記載すべき事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装

置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を入力し、又は送信しようとする者に限る。)に、当該電磁的記録に当該電磁的記録を作成した年月日時を記録させることができる。

第六条 規則第五条の場合において、規則第四条の規定により申請等を行う者が、書面等（規則第五条に規定する部分に限る。）を提出しようとするときは、警察本部長が指定する文字、番号又は記号その他の符号を明らかにしてしなければならない。

第七条 規則第六条に規定する処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えていることとする。

第八条 規則第十条第一項に規定する警察本部長が定める措置は、別表の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合において、規則第四条第一項の規定により氏名又は名称を入力し、又は送信することとする。

附 則

この要綱は、令和三年六月一日から施行する。

附 則

この要綱は、令和四年四月一日から施行する。

附 則

この要綱は、令和五年一月四日から施行する。

附 則

この要綱は、令和六年一月四日から施行する。

附 則

この要綱は、令和七年七月十八日から施行する。

別表（第四条、第八条関係）

法令	規定
道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）	第七十四条の三第五項
	第七十八条第一項
	第七十八条第四項
	第七十八条第五項
警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）	第九条（警備業者が、その主たる営業所の所在する都道府県以外の都道府県の区域内で同条の警備業務を行おうとするときの届出に限る。）
	第十条第一項
	第十六条第二項
	第十六条第三項
	第十七条第二項
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）	第八条第一項
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）	第十条第三項
道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）	第五条第一項
	第八条第一項
	第八条の五第一項
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）	第十七条第一項
古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）	第十四条の二（古物商が仮設店舗において古物営業を営む場合において、その場所の所轄警察署長を経由して提出するものに限る。）

岐阜県道路交通法施行規則（昭和三十五年岐
阜県公安委員会規則第十三号）

第五条の八第三項